

高知大学情報公開委員会規則

平成 16 年 4 月 1 日
規 則 第 357 号

最終改正 令和 4 年 3 月 28 日規則第 101 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、国立大学法人高知大学情報公開に関する規則第 4 条第 2 項の規定に基づき、高知大学情報公開委員会（以下「委員会」という。）に関し、必要な事項を定める。

(審議事項)

第 2 条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 情報公開に係る規則の制定及び改廃に関すること。
- (2) 情報公開の実施体制に関すること。
- (3) 法人文書の保有の在り方に関すること。
- (4) 法人文書の開示・不開示に関すること。
- (5) 開示手数料に関すること。
- (6) 情報公開に係る不服申立てに関すること。
- (7) 情報公開に係る訴訟に関すること。
- (8) その他情報公開の円滑な実施に関すること。

(組織)

第 3 条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 理事（総務・企画・危機管理担当）
- (2) 理事（総務・企画・危機管理担当）が指名する教員 若干人
- (3) 事務局職員
- (4) その他委員長が必要と認めた者

2 前項第 2 号に掲げる委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長等)

第 4 条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、理事（総務・企画・危機管理担当）をもって充てる。
- 3 副委員長は、前条第 1 項第 2 号の委員のうちから委員長が指名する者をもって充てる。

(招集)

第5条 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

2 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を代行する。

(議事)

第6条 委員会は、委員の2分の1以上が出席しなければ議事を開くことができない。

2 議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(事務)

第8条 委員会の事務は、総務部総務課において処理する。

(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

2 最初に指名された委員の任期は、第3条第2項の規定に関わらず、平成18年3月31日までとする。

附 則

この規則は、平成17年7月1日から施行する。

附 則 (平成18年7月5日規則第15号)

この規則は、平成18年7月5日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則 (平成20年3月26日規則第127号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年3月31日規則第107号)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年3月31日規則第116号)

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成 28 年 3 月 23 日規則第 118 号）

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年 3 月 28 日規則第 86 号）

この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 31 年 3 月 27 日規則第 100 号）

この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年 3 月 28 日規則第 101 号）

この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。